前橋市職員の育児休業等に関する条例及び前橋市職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の改正について

令和7年6月10日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市職員の育児休業等に関する条例及び前橋市職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市職員の育児休業等に関する条例(平成4年前橋市条例第5号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「並びに第19条第1項及び第2項」を「及び第19条(第4項を除 く。)」に改める。

第10条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条及び 第12条において同じ。」を加える。

第11条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第11条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第11条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

- 第11条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第 1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間 を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それ ぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残

時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第11条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4 月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

- 第11条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第11条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第12条第1項中「が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、同条第2項中「は、」の次に「同項に規定する」を加える。

第13条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の 条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 第2条 前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号) の一部を次のように改正する。
 - 第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。
 - 第17条の2及び第17条の3を削る。
 - 第18条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意思確認等)

第18条の2 任命権者は、前橋市職員の育児休業等に関する条例(平成4年前橋 市条例第5号)第14条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による 申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲 げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。) に 係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 前橋市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の 取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

- 第18条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月 1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知ら せなければならない。
- 3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 附 則
- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、 公布の日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2 項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(次項において「施行 日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求 をする場合における第1条の規定による改正後の前橋市職員の育児休業等に関す る条例第11条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」 とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とす る。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。